様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和 8 年 5 月２２日

茨城県水戸市長　高橋　靖　殿

茨城県水戸市 -8.5.22 廃対第 号

提出者
住　所　茨城県水戸市開江町 1590 番地
氏　名　茨城太平洋生コン株式会社
代表取締役社長　落合　昭文

電話番号　029-212-7311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	茨城太平洋生コン株式会社　水戸第二工場
事業場の所在地	茨城県水戸市平須町 235 番地 15
計画期間	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業　中分類：2122　生コンクリート製造業
②事業の規模	490 百万円（売上高）
③従業員数	7 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	戻りコン　工事現場へ納入した生コンクリートのうち使われずに戻ったもの 戻りコン → 固化保管 → 破壊 → 産業廃棄物 → 処分委託 → スラッジ → 産業廃棄物 スラッジ → 上澄み水 → 再利用 処分委託 → 破砕処理 → 再生砕石販売

（日本産業規格 A 列 4 番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

工場長 → 製造課長 → 製造課

公害防止統括者（管理責任者）

実施責任者

実施担当者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	排　出　量	1569.96 t	t
	（これまでに実施した取組） 生コンクリートは現場まで運搬され、型枠内に流し込まれる。 不足した場合は追加され、型枠を満たし余った生コンクリートは持ち帰り、廃棄処分となってしまう。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	排　出　量	1,000 t	t
	（今後実施する予定の取組） 購入者に対し、余剰生コンが発生しないよう必要数量の正確な拾い出しを要請し、連携を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	全処理委託量	1569.96 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1569.96 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 戻りコンクリート/残コンクリートを有償化し、発生を極力減じた。購入者に対し、余剰生コンが発生しないように必要数量の拾い出しを要請した。		

<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物の種類</td><td>コンクリートくず</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>1,000 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処理委託量</td><td>1,000 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

戻りコンクリート有償化に加え、残コンの有償化を実施した。購入者へ処分に関心を促し、余剰生コンが発生しないように購入者との連携を密に取りながら今後も再生利用業者へ処理委託し、排出量の減量を目指す。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月 30 日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の 11 第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。